

亀山市告示第5号

次のとおり公印の廃止をしたので、亀山市公印規則（平成17年亀山市規則第7号）第5条第4項の規定により告示する。

令和4年1月6日

亀山市長 櫻井 義之

種類	名称	印影	使用範囲	廃止の日
庁印	亀山市文化会館印	(略)	文化会館名による 一般文書用	令和4年1月1日